

第3補給処公示第1001号
令和8年3月23日

各 位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
林 千里

公 示

入札及び契約心得の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日から適用します。

1 本文を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1章～第2章（略） 第3章 公告及び競争入札等 3.1～3.4（略） 3.5 落札者決定の方法 3.5.1（略） 3.5.2 <u>最低価格入札者を落札者としな いあるいは落札を保留する場合</u> 予定価格が1千万円を超える製造そ の他についての請負契約の場合におい て、次の各号の一に該当するときは、最 低価格の入札金額であっても<u>落札者と しないあるいは落札を保留することが ある。</u> (1)・(2)（略） 3.5.3 <u>3.5.2の最低価格を落札者としな いあるいは落札を保留する場合、当該最 低価格入札者は契約課等担当者から次 の資料等を求められた場合は、後日速や</u>	第1章～第2章（略） 第3章 公告及び競争入札等 3.1～3.4（略） 3.5 落札者決定の方法 3.5.1（略） 3.5.2 <u>最低価格入札者を落札者としな い場合</u> 予定価格が1千万円を超える製造そ の他についての請負契約の場合におい て、次の各号の一に該当するときは、最 低価格の入札金額であっても<u>落札者と しないことがある。</u> (1)・(2)（略） 3.5.3 <u>分支担当官は、入札の結果、入札金 額が3.5.2(1)の規定に該当することと なったときは、低入札価格調査を行う。 入札者は、分支担当官が入札金額の内訳書</u>

分類番号：E－10－124

保存期間：10年

保存期間満了時期：2036. 3. 31

作成年度：2025年度

枚 数：7枚

開示判断：開示

かに提出又は提示に協力するものとする。

(1) 入札価格の内訳

(2) 他調達機関、他補給処及び他省庁との取引実績

(3) 財務諸表（有価証券報告書）

(4) 会社概要

(5) 契約履行に必要な設備等、品質管理体制

(6) その他必要事項

3. 6～3. 11（略）

第4章～第7章（略）

第8章 雑則

8. 1 企画競争及び公募に関する事項

8. 1. 1～8. 1. 7（略）

8. 1. 8 常続的公示に対する新規参入

(1)（略）

ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

等調査に必要な資料（以下「積算資料等」という。）の提出を求め、かつその説明を求めたときは、これを行わなければならない。

3. 5. 4 入札者が、積算資料等の提出及び説明の求めに応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして、当該入札者を落札者としないう場合がある。

3. 6～3. 11（略）

第4章～第7章（略）

第8章 雑則

8. 1 企画競争及び公募に関する事項

8. 1. 1～8. 1. 7（略）

8. 1. 8 常続的公示に対する新規参入

(1)（略）

ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ 契約履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務(研究試作を除く。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの開発に係る試作請負業務(研究試作を除く。))において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む)。ただし、量産契約の最初の契約の締結に当たっては、企画競争等によって契約の相手方を選定することを要する。

オ (略)

カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達(電子計算機システムの整備について(防装通第3847号。6. 6. 29)に示されている電子計算機システムの換装及び改修等に係る調達は除く。)のうち、契約履行に必要な

ウ 契約履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務(研究委託を除き、自隊研究を含む。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの(開発に係る試作請負業務(研究試作を除く。))において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む)。ただし、量産契約の最初の契約の締結に当たっては、企画競争等によって契約の相手方を選定することを要する。

オ (略)

カ 研究開発に係る試作請負業務(研究委託を除き、自隊研究を含む。)に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品又は技術支援その他役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達(電子計算機システムの整備について(防装通第3847号。6. 6. 29)に示されている電子計算機システムの換装及び改修等に係る調達は除く。)のうち、契約履行に必要な

<u>製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの。</u> (2) (略) 8. 2～8. 5 (略) 第9章・第10章 (略)	<u>製造図面、組立図、作業標準、検査要領その他の企業所有の製造図書や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの。</u> (2) (略) 8. 2～8. 5 (略) 第9章・第10章 (略)
--	---

2 別冊1－2「輸入品の売買一般契約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1章 総則 第1条 (略) (代金) 第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。 2 乙に支払われる代金の金額は、特約条項に定めるところに従い確定するものとする。 第3条～第5条 (略) 第6条 (略) 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が<u>損害</u>を受けた場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。 第7条～第11条 (略) 第2章～第7章 (略)	第1章 総則 第1条 (略) (代金) 第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。<u>ただし、特約条項を付し代金を確定することを約定する場合は、特約条項に定めるところに従い確定するものとする。</u> 第3条～第5条 (略) 第6条 (略) 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が<u>損害を</u>を受けた場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。 第7条～第11条 (略) 第2章～第7章 (略)

3 別冊3－1「支払限度付中途確定契約に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第3条 (略) (費用の報告)	第1条～第3条 (略) (費用の報告)

第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前月5日前</u> までに提出しなければならない。 3（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）	第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前々月の最終営業日</u> までに提出しなければならない。 3（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）
--	--

4 別冊3－2「中途確定契約に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第3条（略） （費用の報告及び契約上の措置） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前月5日</u> までに提出しなければならない。 3・4（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）	第1条～第3条（略） （費用の報告及び契約上の措置） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前々月の最終営業日</u> までに提出しなければならない。 3・4（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）

5 別冊3－3「支払限度付概算契約に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第3条（略） （費用の報告） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前月5日前</u> までに提出しなければならない。 3（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）	第1条～第3条（略） （費用の報告） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前々月の最終営業日</u> までに提出しなければならない。 3（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）

6 別冊3－4「概算契約に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第3条（略） （費用の報告及び契約上の措置） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前月5日</u> までに提出しなければならない。 3・4（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）	第1条～第3条（略） （費用の報告及び契約上の措置） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前々月の最終営業日</u> までに提出しなければならない。 3・4（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）

- 7 別冊3－9「修理等役務の概算契約に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第3条（略） （費用の報告及び契約上の措置） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前月5日</u> までに提出しなければならない。 3・4（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）	第1条～第3条（略） （費用の報告及び契約上の措置） 第4条（略） 2 前項に定める報告書は、前条第1項に定める確定日の属する月の <u>前々月の最終営業日</u> までに提出しなければならない。 3・4（略） 第5条～第11条（略） 別紙（略） 別紙様式第1、別紙様式第2（略）

- 8 別冊4－6 属紙「適正評価に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第5条 （略） （事後の事情の変化に関する報告） 第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹	第1条～第5条 （略） （事後の事情の変化に関する報告） 第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹

底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの<u>確認を行い</u>、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) 第 7 条・第 8 条 (略)	底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの<u>確認を契約期間を通じて毎年 1 回以上行い</u>、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) 第 7 条・第 8 条 (略)
--	--

9 別冊 5－1 「現地補給処整備等役務契約に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第 1 条～第 8 条 (略) (契約不適合の修補等請求期間内契約物品の届出) 第 9 条 修理等役務の履行に当たり、契約物品が契約不適合の修補等請求期間内にあると認められる場合は、その旨甲に届け出て、その指示を受けるものとする。	第 1 条～第 8 条 (略) <u>(給付の終了届出)</u> 第 9 条 乙は、第 2 条に定める通知がない場合において、この契約書に付される契約条項に基づく費用の発生があるときは、当該費用と本契約の関係を明らかにした給付の終了届出書 (様式任意) 1 部及び監督・完成 検査申請書 (入札及び契約心得 (航空自衛隊第 3 補給処) 様式) 3 部を甲に届け出るものとする。 (契約不適合の修補等請求期間内契約物品の届出) 第 10 条 修理等役務の履行に当たり、契約物品が契約不適合の修補等請求期間内にあると認められる場合は、その旨甲に届け出て、その指示を受けるものとする。